川西町行財政改革実施計画書 (集中改革プラン)

(平成17年度~平成21年度)

平成18年3月 川西町行財政改革推進本部

目 次

	基本方針・・・・・・・・・・・1
1	町の行財政改革への取組状況・・・・・・・・・・2
2	川西町の財政状況 (現状ペースでの財政推計)・・・・・・・ 2
3	新しい行財政改革の必要性・・・・・・・・・・・・4
	行財政改革実施計画(集中改革プラン)・・・・6
1	事務事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・7
2	執行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・14
3	効率的な事務運営・・・・・・・・・・・・・・2 1
	課別計画一覧・・・・・・・・・27
	答料

基本方針

1 町の行財政改革への取組状況

川西町は、平成8年4月に策定した川西町行政改革大綱を契機に、一層の行政サービスの向上と行政の効率化を目指し、行政改革に取り組んできました。その後平成13年3月に川西町新行政改革大綱を策定し、平成16年度から平成18年度を推進期間とした実施計画を平成16年11月に策定・実行してきました。平成17年度においては、平成16年度に比べ物件費・補助費において約5千8百万円の削減効果を見込んでいます。

2 川西町の財政状況(現状ペースでの財政推計)

川西町の中期的な財政状況は、長引く景気の低迷・納税義務者の減少による税収の減少、三位一体の 改革による地方交付税の減少など、非常に厳しい状況にあります。

平成17年度から平成21年度までの中期的な財政収支を推計したところ、平成17年度から平成21年度までの財源不足(基金繰入金)の合計は約14億8千2百万円となります。

(単位:百万円)

	区分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
	町税	1,172	1,087	1,069	1,054	1,036
	地方交付税(臨財債含む)	1,657	1,514	1,388	1,329	1,200
歳入	町債	206	134	129	48	101
入	その他	936	775	740	859	897
	基金繰入金	52	239	342	394	455
	歳入合計	4,023	3,749	3,668	3,684	3,689
	義務的経費	2,032	1,985	2,010	1,982	1,912
	人件費	968	970	972	974	956
歳	扶助費	248	253	258	264	269
歳出	公債費	816	777	795	759	702
	投資的経費	529	346	269	327	414
	その他	1,462	1,403	1,374	1,366	1,348
	歳出合計	4,023	3,749	3,668	3,684	3,689
各	財政調整基金	334	334	126		
種其	減債基金	354	117			
金金	その他の基金	905	912	910	657	217
各種基金の残高	土地開発基金	731	731	731	731	731
局	基金総額(積立金含む)	2,324	2,094	1,767	1,388	948

平成17年9月現在

財政推計の考え方

X		分	推計の考え方
		, ,	給与については、定期昇給分1.0%の増、定員の適正化により退職不補充と
人	件	費	する。また、特殊勤務手当見直し(H17)、時間外勤務手当の削減を図る
			平成17年度については、町の施設全てについて清掃委託業務を入札し経費の
物	件	費	削減を図り、平成18年度以降については対前年度比3%減で推計
	nt :	#	
<u>扶</u>	助	費	人口推計をもとに国の社会保障の伸び率4%で平成18年度より推移
公	債	費	既発行分に現在計画のある普通建設事業に伴う発行及び臨時財政対策債、並び
		_	に減税補填債等を利率1.5%で元利償還金を推計
並 ;	通建設事業!	書	地方特定道路整備事業、公営住宅建設事業、島の山古墳整備事業など現在計画
н .	型 炷 収 ヂ 未 .	只	のあるもの並びに通常的なものを計上
補	助費	等	平成16年11月策定の行財政改革実施計画により町単独補助金については、平成17年度は原則30%カット、18年度は20%カットし、団体運営補助
тнэ	叨 貝	ਹ	から事業補助への転換を図る。
積	$\dot{\underline{\Sigma}}$	金	運用益(利子)のみ計上
		소	
1以 🚍	. пр. біл.	<u>11</u>	
繰	出 :	金	国保、老健、介護保険については扶助費の考え方に準じる。
			公共下水道については、平成16年度決算ベースで推移
地	方	税	将来人口、景気の動向を考慮し、固定資産については下落率等考慮
		170	H 1 9 年度以降の税制改正は考慮していない。
地	方譲 与	税	H16年度決算、及びH17交付税算定資料により推計
地方	消費税交付:	金	H 1 6 年度決算、及びH 1 7 交付税算定資料により推計
地方	方特例交付:	金	H 1 6 年度決算、及びH 1 7 交付税算定資料により推計
11h	<u> </u>	тч	経常経費 H18 対前年度 0.1%、H1 9 2.1%、それ以降 0.5%、投資経費対
地	方交付	柷	前年度事業費補正を除き H 1 8 7.4%、 H 1 9 7.2%、 それ以降 4 %、 特別交付税対前年度 10%、 平成 1 7 年度 1 0 月実施の国勢調査人口反映
国	・県支出:	金	基本的に前年度決算額に扶助費、普通建設事業費に係る増減を考慮
1 Ш		/主	ᆥᄝᄸᇌᄛᄬᆔᅅᇍᆂᇫᄼᇝᇧᆥᄧᄜᄇᇝᇄᇄᅉᄹᅟᇕᆄᅅᄙᅝᄹᇎᄼᇍᄔ
地	方 1	債	普通建設事業に伴うもの及び臨時財政対策債、減税補填債を計上
分割	旦金・負担:	金	前年度の実績に、扶助費の増減額を考慮
使月	用料・手数:	料	平成17年度使用料の改正により一定割合で推移
財	產 収 .	Л	小集落残地処分と基金運用益計上
繰	入 :	金	介護保険介護サービス事業勘定特別会計からの繰入金と歳入不足に対し特目
が木		ΔIZ	基金も含め順次取崩して充当

3 新しい行財政改革の必要性

こうした非常に厳しい川西町の財政状況に対応するためには、経常経費の増加により硬直化(平成1 6年度経常収支比率101.9%)している財政構造を改革する必要があり、平成17年10月策定の 川西町行財政改革の趣旨に則り、次の4本の柱を立て、行財政改革を推進します。

(1)行財政改革の4本の柱

事務事業の見直し

町財政の厳しい状況を踏まえ、前例踏襲や予算の増分主義から脱却し、最小の経費で最大の効果を上 げるために、事業の重点化・効率化を図りながら、後世に大きな負担を残さない健全な財務体質への変 換に努め、財政構造の硬直化の回避を目指します。

このため、具体的な削減目標や取り組み方策などについて、国や県の動向など状況の変化に柔軟対応 できるような財政構造の改革を進め、中長期的な財政収支の均衡を図ります。

- ・事務事業の必要性、行政効果の再検討
- ・民間委託の推進

- ・補助金の見直し
- ・財源の確保・・受益と負担の適正化
- ・公営企業サービスの向上と経営健全化等・事業効果の評価

執行体制の整備

新たな行政課題や多様な住民ニーズに柔軟に対応し、迅速な意思決定が行われるよう、効率的な組織 体制を構築します。民間委託など多様な雇用形態を導入し、適正な職員数の管理を行うとともに、社会 情勢並びに国・県・他市町との均衡を考慮しながら、引き続き給与の適正化に努めていきます。

また、町民の視点に立った政策の企画立案や問題解決のための職員の能力開発や意識改革を推進する とともに、能力・実績を考慮した人事管理を進めていきます。

- ・適正な定員管理
- ・本庁組織の見直し・調整機能の充実

- ・施設管理運営の見直し・・公社・社会福祉協議会の見直し
- ・職員の能力伸長・意識高揚・県と本町との連携の充実

効率的な事務運営

事務の迅速化、省力化をはかり、経費と労力の節減と職員のコスト意識の向上に努めます。

- ・内部管理事務の簡素合理化・・情報の有効活用・・決裁権限等の見直し

開かれた町政の推進

個性的なまちづくりを進めていくために、住民と行政の連携強化の必要性はますます高まっています。 町民と行政が協働したまちづくりを進めていくためには、積極的な情報公開と情報提供を進め、行政へ の関心を高めてもらい、町民の意見を行政運営に取り入れる仕組みの構築などを通じて、町民参加へと 展開していくことが重要です。町民と行政の役割分担を明らかにして、ボランティアやNPOなどを含 む様々な町民層の知恵とパワーを結集して、町民と協働したまちづくりの実現を目指します。

- ・住民ニーズの的確な把握
- ・許認可事務の見直し・・情報提供の充実

- ・住民参加の促進
- ・近隣市町村等との連携強化

(2)行財政改革実施計画(集中改革プラン)の策定

この行財政改革の4本の柱に基づき、中期的に取り組むべき具体的な項目を定め、その項目について数値等による具体的な達成目標を設定した行動計画として、「行財政改革実施計画書(集中改革プラン)」を策定します。

この計画は各課において策定することとし、策定にあたっては各課連携し十分な意見調整を行うものとします。

この計画は、行財政改革の4本の柱に基づいて、全庁共通の課題として取り組むもの(共通項目) と、各課の個別課題として取り組むもの(個別項目)で構成します。

この計画は、毎年度財政状況の変動に応じて見直しを行うとともに、他自治体の行財政改革の実践 事例等も参考にして、新たな取組を追加していきます。

(3)推進期間

平成17年度から平成21年度

(4)推進体制・管理体制

推進体制

全庁的な行財政改革の取り組みは、「行財政改革推進本部」において推進します。

進行管理

行財政改革実施計画書に盛り込まれた取組については、それぞれの取組を担当する課が主体的に取り組むとともに、企画財政室がその推進を図り、行財政改革推進本部において総合調整を行います。

行財政改革の推進にあたっては、まちづくりのパートナーである町民の理解と協力、また、町民との協働関係が不可欠です。したがって、町広報やホームページなどを通じて、随時本計画の内容やその取組、進捗状況を町民に周知し、情報の共有に努めるとともに、町民意見を反映しながら、改革の実現を図ってまいります。

行財政改革実施計画 (集中改革プラン)

行財政改革の4本の柱の取組

1 事務事業の見直し

(1)事務事業の整理合理化

事務事業の必要性、行政効果の再検討

事務事業全般について、社会経済情勢の変化等に対応し、その事業効果の検証等制度の根本にまで溯った徹底した見直しと各種施策の優先順位の厳しい選択を行うとともに、新規事業設定にあたってはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底します。

民間委託の推進

民間において代替機能を有する事務については、住民サービスの維持向上、行政責任の確保など委託による費用対効果に配慮しながら、指定管理者制度を含めた包括的な委託の推進など民間活力の積極的な活用を図ります。

補助金等の見直し

補助金については、町行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を再点検し、より効率的な執行に努め、事業目的を達成したもの、効果の薄いもの、零細なもの等については、統合、終期設定、縮小・廃止等を「川西町行政改革実施計画」に基づき、徹底した見直しを行います。

財源の確保

平成17年8月に立ち上げた「収納率向上事業」により、町税を中心とした自主財源の確保に努めます。また、事業実施にあたっては、国・県の補助金等を可能な限り活用し、将来の財政負担を含めた的確な財源見通しを踏まえ、基金の活用などによる年度間の財源調整にも配慮します。

受益と負担の適正化

使用料、手数料等については、従来から見直しを行ってきたところであるが、負担の公平・適正を確保するため、コストと受益の度合いを勘案し定期的に見直しします。

公営企業サービスの向上と経営健全化等

適正な受益者負担を踏まえた一般会計との負担区分、経営状況の明確化を推進し、同時に経営感覚の向上を図ります。

(2)事業効果の評価

計画 実施 検証 見直しのマネージメント・サイクル (PDCAサイクル)を徹底するため、事業 評価システムの導入を図ります。

歳入の確保

- ・町税滞納者に対する差し押さえなどの滞納処分を強化し、収納率の向上を図ります。
- ・公有財産の積極的な活用と売却を行います。
- ・適正な受益者負担の考え方に基づき、使用料・手数料を見直します。

具体的な取組

(1)町税収入等の確保

- ・川西町収納率向上事業を平成17年7月に立ち上げ、町税、保険税、使用料、料金などの滞納整理 を強化する。
- ・町税収入の確保

町税の徴収率の向上による町税収入の増加により、現状ベースで推計した平成21年度町税収入 見込み額に比べて3億2千7百万円の収入増を見込みます。

平成12年度から16年度までの滞納額10万円以上の滞納者について重点的に滞納整理を実施します。

- ・住宅家賃滞納者について、納付相談をし、関係団体とも協議しながら悪質な場合は最終的に空け渡 し請求を行う。
- ・国民健康保険税

保険証更新時での未納者に対する納付指導(相談)の徹底と文書(督促状・催告書)資格証・ 短期保険証の交付、夜間電話催告、夜間訪問徴収などを組み合わせ効果的な収納対策等を実施し国 保財政の健全化に努める。

・水道料金「未収金」回収計画に基づき実施します。

効率的な未収料金回収のため、文書督促、文書・電話催告、戸別訪問による徴収をおこなう。 水道部職員で平成16年度までの未収金を対象に未納者に催告を行い、納入に応じないものについ ては、給水停止処分をおこなう。また、納付誓約者の支払不履行の場合についても、給水停止処分 を行い、未収金の回収に努める。

(2)受益者負担の適正化

使用料・手数料等を見直すことにより、平成21年度に現行料金での収入見込額に比べて3百万円の収入増を見込みます。

- ・使用料・手数料については、適性公平な受益者負担の観点から、料金設定の妥当性を一定期間ごとに精査し、必要な料金改定を実施します。また国等により基準が示されているものについては、バランスを図りながら料金改定を行います。減免制度についても、その内容について再度検討します。
- ・一般廃棄物処理について、ごみの分別による再資源化、負担の公平性の確保観点からごみ指定袋有料化などの見直しを行い、ごみ減量化を行うことにより、住民のごみなどの環境問題に対する意識の高揚を図ります。
- ・無料又は全額減免としている社会教育団体や社会体育関係団体の施設利用に係る使用料について、 負担の公平性の観点から、使用料を徴収します。
- ・その他の各種サービスの利用について、負担の公平性の観点から、適正な負担となるよう負担金や 幼稚園使用料などについて見直します。

(3)公有財産の売却と活用

利用目的の決まっていない町有地について、一般競争入札等による売却や、貸駐車場などとして暫定 的な活用を図り、収入増を見込みます。

il m 4	計画の			施スケジュー	ル		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
収納率向上事業	町税の滞納者さい がしまじめの がしまじが がある。 で で で で で の の の の の の の の の の の の の の	収納率度 事業年度 明末年度 明末年度 明末年度 日本 10.1%				•	税務課
		増加 現年徴収率 98.5% 滞納繰越分 17.3%	現年徴収率 98.5% 滞納繰越分 14.6%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 15.0%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 15.9%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 16.2%	207 100
	国保税	51,734 保険証更新	62,018	149,632	251,146	327,160	327,160
	未納者に対し、短期証・資格証の交付を検討し、歳入の確保に努める	時に納付指 導(相談) の徹底 資格証・短 期証の交付 徴収率 94.5%	徴収率 95.0%	徴収率 95.5%	徴収率 96.0%	徴収率 96.5%	住民課
	Last data	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	5,000
	水道料金 効率的な未収料 金回収のため、文 書督促、文書・電 話催告、戸別訪問	未収金回収 計画書の作 成 戸別訪問の 実施	料金回収シ ステムの改 善と早期回 収体制の構 築				水道課
	による徴収し、納 入に応じないも のについては、給 水停止処分をお こなう。	平成21年度 に回収率 75%と設定の し未収金の 確保に努め				•	
		る 回収率 15%	回収率 30%	回収率 45%	回収率 60%	回収率 75%	
	住宅家賃	1,500 納付相談の	3,000	4,500	6,000	7,500	7,500
	梅宅いで実とも思った。 一次は、かけりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりりでは、かりでは、か	実施 収納率年 2%向上に 努める	収納率 90%	収納率 92%	収納率 94%	収納率 96%	生活環境課
	は明渡請求を行う。	500	1,000	1,500	2,000	2,000	
使用料・手 数料の見 直し	適性、公平な受益 者負担とするに掛 め、サービスに掛 かる原価を元に 適正な使用料・手						関係 課
下水道・水	数料に見直し水道事業・下水道	健全化計画		料金改定			
道使用料の見直し	事業とは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	の作成	他市町村の 情報収集及 び改定案の 作成	TTIMELAND			建設下水道課
幼稚園保 育料・バス 使用料等 の見直し	国の基準を採用	保育料・バ ス使用料の 見直し検討	保育料 5,500円 6,100円 バス使用料 900円 1,100円	•	入園料徴収 検討	1,000	教育委員会総務課
			1,200	2,400	3,600	4,800	4,800

歳出の削減

- ・職員数の削減や給与の適正化を図ることにより、人件費を削減します。
- ・委託業務の見直しなどにより、物件費の削減を行います。
- ・町単独のサービスの見直しにより、扶助費の伸び率を抑制します。
- ・補助費等について必要性や効果等により見直しを行い、行政改革実施計画(平成16年11月策定) に基づき削減します。
- ・公共事業の実施に当たって効果等を十分に検討し、投資的経費及び公債費の抑制に努めます。
- ・特別会計事業について効率的な運営に努め、繰り出し金の伸び率を抑制します。

具体的な取組

(1)人件費の削減

組織の見直し等による職員数の削減や給与の見直し等により、平成21年度までの累計支出見込み額48億4千万円を1億5千2百万円(3.14%)削減します。

適正な職員の定員管理

- ・定年退職による減員を原則不補充とすることにより、平成22年度の職員数を平成17年度より1 0人削減します。
- ・町民サービスや組織運営のために必要な職員は配置転換などにより、簡素で効率的な組織にすると ともに事務事業の廃止や見直しなどにより、職員の削減を進めます。

		17年度	18年度	19年度	20年度	2 1年度	2 2 年度
職員数(各年度4月1日)		1 2 6	1 2 5	1 2 4	1 2 2	1 1 9	1 1 6
育	前年度退職者数		1	1	2	4	5
	定年退職者数		1	1	2	4	5
	定年以外の早期退職者数						
扫	採用者数					1	2
肖	削減数		1	1	2	3	3
	削減累計		1	2	4	7	1 0

給与の見直し

・平成18年度以降の給与について、人事院勧告を参考に業務の性格や内容に基づき、住民の理解が 得られるよう適正化に努めます。

特別職の給料減額(平成16年4月1日より実施済み:期限付き)

各種手当の見直し

- ・特殊勤務手当の内容等を見直し、又は廃止し、支給額の削減に努めます。
- ・時間外勤務手当:対前年度10%削減を進めます。

特殊勤務手当の見直し・廃止(15 10)平成17年4月1日実施

附属機関等の委員の任命及び委員報酬の見直し

・附属機関等の設置及び運営に関する指針を定め、女性委員をおおむね委員定数の1/3登用し、原

則として公募委員の登用も図ります。

・すでに設置されている附属機関等で各委員の定数や報酬を見直すことにより経費の削減を図ります。

(2)物件費の削減

経常的な物件費については、対前年度 5%を目標に経費の削減に努めます。

委託料、使用料及び賃借料の契約の見直し。

一般廃棄物処理について、ごみの分別による再資源化、負担の公平性の確保観点からごみ指定袋有料 化などの見直しを行い、ごみ減量化を行うことにより、住民のごみなどの環境問題に対する意識の高 揚を図ります。

(3)補助費等の削減

各種補助金については、行財政改革実施計画に沿った改革を進めることを基本に、補助金等交付規則の制定や補助金交付基準、分類別基準を明確にし、補助金の見直しを行います。手続きや基準を明らかにすることで、町民にわかりやすい透明な補助金行政を目指します。これにより、町民と行政の相互理解の中で、社会状況に対応しない補助金を節減し、又は廃止し、真に住民に役立つ補助金を確保し、町や町民の活性化につながる補助金を見出していきます。

・平成17年度予算編成から各種団体補助金について、原則16年度予算額の30%減額、平成18年度においては20%減額としています。

(4)公共工事入札・契約の見直し

入札・契約に関する制度については、一層の透明性、客観性、競争性、公平性の確保・向上の見地から改善を行います。工事等最低制限価格制度の導入を検討します。

+1	計画の			 『施スケジュー/	V		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
適正な職 員の定員 管理	第正代 第正化年11年 第正化年11年 第正代年11年 第通に日 第通に 第通に 第通に 第通に 第一に 第一に 第一に 第一に 第一に 第一に 第一に 第一	前定員適正 化計画の推 進 131名 127名	第二次定員 適正化計画 の推進 126名 125名 1名	125 名 124 名 1 名 1 9,600	124名 122名 2名 39,200	122 名 119 名 3 名 68,600	総務課
給及内直 りび容し 度当見	能実た度基化入よの性とのを給をのるに力績人(準・すり公をと意図料見適。やを事給の表る給性保にのまび、化仕重評・明)こ与・保、のまび、化の事視価昇明をと制客す職向た手給をいるのし制格確導に度観る員上、当与図	勤基制昇明特当の務づの基本務直財子1,5001,5001,5001,5001,500	給料表の見 直し 3,000	勤務成績に 基づく昇給 制度の導入	3,000	3,000	総務課
時間外勤務の削減	所外責すり不をまよら務徹に一定よ務員を属勤任る、要取たるわ応底ノをすりのの図長務をこ間不り、係れ援と、一週る、縮健るの命明と外急め属りな体全残1こ間減康時令確にで業る長にい制庁業日と外と管間の化よの務。にと業の的デ設に勤職理	時縮 ノーの ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・	時間外前的%的 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%		0.400	0.100	総務課
給料の減	特別職月額給	3,000 三役等特別	4,700 特別職月額	6,400	6,400	6,400	6,400
(実施中)	料を減額し人件費を抑制する	職月額給料 2.5%カット 9月23日よ り助役欠員	給料抑制 助役の欠員			*	総務課
特別職及	職員等が出張	8,749 職員等が出	26,471	26,471	26,471 県外出張に	26,471	26,471
び一般職の旅費、日当の改正	は す に い い い い い い い い い い い い い い い い い い	で で で で で い る に 内 た じ い に り は 県 は 県 リ に り に り に り に り に り に り に り に り に り に			おける日当	•	総務課
		2,000	2,000	2,000	2,500	3,000	3,000

11=0	計画の			 ፪施スケジューノ	ν ν		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
非常勤特 別職の報 酬等の見 直し	非常勤特別職 の報酬額を検 討。 定数について も、検討		特別職報酬 審議会開催				総務課
附等のび見 属の任報し 見直し	女性登委/3導酬を を定公人に の用員) (1/の報が (3/9) (3/9) (3/9) (4/9) (4/9) (4/9) (5/9) (5/9) (6/9) (6/9) (7/9)	女的図数公導報で状まの登委1/委をに近等見る関いの第入酬は況えの登委2/委図つ隣もするに近等直のの。いの踏。				→	総務課
ごみの減量化	全ご指し料減制地ごを指し料減制地でを袋定び推成け量平20年を袋定び推成け量平20年をにの指してのにの指してが出来ので進した。 20年の、用有み員、る化成%。	可燃袋資定化 総ごみ検みする おおり おり	19 年 4 円の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の	有料化の実施		7.500	生 活環境課
補助金の	町単独補助金	平成 16 年度	平成 16 年度	運営補助を		7,500	7,500
見直 し	に に に に に に に に に に に に に に	の 30%削減	の 20%削減 事業補助基 準の作成	廃止し、事業 補助に転換		•	関係課
契約内	発注基準など	14,000 発注基準の	28,000	30,000	30,000	30,000	30,000
容・方法の見直し	のい性い改た情ホにと及の進見、競札す人なム開り変す直よ第札す札なム開り契明るしり性方る・どペす、約性を公の式。落を一る入事をでいて、意を一る入事をがある。	見直し 庁舎等清掃 業務の入札	→ 会のの人 等のの人 関のの が関連開 を を は のの が が が り のの が り のの り のの り のの り の り の				居
		10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

2 執行体制の整備

(1)組織・機構の整備

適正な職員の定員管理

- ・定年退職による減員を原則不補充とすることにより、平成18年度から平成22年度までの5年間で職員数を平成17年度より10人削減(8%)し、平成22年4月1日の職員数を116人(うち普通会計一般職(教育長を除く)101人)とします。
- ・町民サービスや組織運営のために必要な職員は配置転換などにより、簡素で効率的な組織にするとと もに事務事業の廃止や見直しなどにより、職員の削減を進めます。
- ・民間委託等の基準を作成して、各種事務事業の民間委託を推進し、職員数の削減に努めます。
- ・公の施設の管理運営について、指定管理者制度の活用等により、職員数の削減を進めます。
- ・中長期的な観点で、経常経費の約20%を占める人件費の削減を図ります。

具体的な取組

給与の適正化(再掲)

・給与の見直し

平成18年度以降の給与について、人事院勧告を参考に業務の性格や内容に基づき、住民の理解が得られるよう適正化に努めます。

特別職の給料減額(平成16年4月1日より実施済み:期限付き)

・各種手当の見直し

特殊勤務手当の内容等を見直し、又は廃止し、支給額の削減に努めます。

時間外勤務手当:平成17年度は平成16年度に比べ3百万円削減します。平成18年度及び19年度は対前年度10%削減し毎年170万円削減します。

特殊勤務手当の見直し・廃止(15 10)平成17年4月1日実施

・附属機関等の委員の任命及び委員報酬の見直し

附属機関等の設置及び運営等に関する指針を定めます。

女性委員の積極的登用を図り(おおむね委員定数の1/3) 原則として公募委員の登用を図ります。

すでに設置されている附属機関等で各委員の人数や報酬を見直すことにより経費の削減を図ります。

定員適正化計画の年次推進手順

部門	区分	年 度	17	18	19	20	21	22	計
	減員								
議会	増員								
		 職 員 数 (差 引)	2	2	2	2	2	2	
	減員	その他		1					1
総務	増員	事務事業の充実			1	1			2
		職 員 数 (差 引)	20	19 (1)	20 (1)	21 (1)	21	21	(1)
	減員								
税務	増員								
		職 員 数 (差 引)	7	7	7	7	7	7	
	減員	事業の統合等 組織機構の見直し			1		1	2	2
民生	増員								
		 職員数 (差引)	33	33	32	32	31 (1)	29	(4)
	減員	事務事業の見直し			1				1
衛生	増員								
		職 員 数 (差 引)	1	11	10 (1)	10	10	10	(1)
	減員								
農林	増員								
		職 員 数 (差 引)	2	2	2	2	2	2	
	減員	組織機構の見直し				1			1
土木	増員								
		<u> </u> 職 員 数 (差 引)	5	5	5	4 (1)	4	4	(1)
一般行政	聵		80	79	78	78	77	75	
	減員	施設管理の見直し 組織機構の見直し 退職不補充				1	1	1	2 1 1
教育	増 員	人と444/17円/じ					1		1
		 職 員 数 (差 引)	31	31	31	30	28	27	(4)
特別行政	職		31	31	31	30	28	27	(+)

	減員	組織機構の見直し				1				1
水道	増員									_
		職 員 数 (差 引)	6	6	6	5 (1)	5	5	(1)
	減員									
下水道	増員									_
		職 員 数 (差 引)	2	2	2	2	2	2		
	減員									_
その他	増員									_
		職 員 数 (差 引)	7	7	7	7	7	7		
公営企業会計	職	員 数 計	15	15	15	14	14	14		
合計			126	125	124	122	119	116		

参考(類似団体別市町村財政指数表より(A)については平成16年4月現在、教育長除く)

	人口千人当たり	川西町人口当たり	人口基準適正数	平成 17 年 4 月 1 日	差引
	(A)	(A)×9.2	(C)	現在職員数 (D)	(D) - (C)
本庁	7.24	66.608	6 7	5 4	1 3
支 所	0.09	0.828	1	0	1
施設	3.3	30.36	3 0	5 6	2 6
技能	(1.07)	(9.292)	(9)	(11)	(2)
教 育	0.35	3 . 2 2	3	8	5
臨時	0.11	1.012	1	0	1
議会	0.2	1.012	1	2	1
総務	2.53	23.276	2 3	2 0	3
税務	0.74	6.808	7	7	0
民 生	2.28	20.976	2 1	3 3	1 2
衛生	0.83	7.636	8	1 1	3
労 働	0.02	0.184	0	0	0
農林	0.78	7.176	7	2	5
商工	0.22	2.024	2	0	2
土木	0.81	7.452	8	5	3
消防	0 . 1 1	1.012	1	0	1
教 育	2.1	19.32	1 9	3 0	1 1
合 計	10.62	97.704	9 8	1 1 0	1 2

41-6	計画の			 『施スケジューJ	IV		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
適正な職 員の定員 管理	第二次定員適 正化計画(平11月17年11月17年11月17年11月17日 第正正管理に職員員 定員員動 める。	前定員適正 化計画の推 進 131名 127名	第二次定員 適正化計画 の推進 126名 125名 1名	125 名 124 名 1 名 1 9,600	124名 122名 2名 39,200	122 名 119 名 3 名 68,600	総務課
給及内直 りで容し を当見	能実た度基化入よの性とのを給をので対議人(準・すり公をと意図料見適力績人(準・すり公をと意図料見適やを事給の表る給性保にのまび、化生重評・りこ与・保、のまび、化事視価昇明をと制客す職向た手給を事のし制格確導に度観る員上、当与図のし制格確導に度観る員上、当与図	勤基制 界明 特当 15 16 17 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	給料表の見 直し	勤務成績に 基づの導入		*	総務課
時間外勤務の削減	る所外責すり不をまよら務徹に一定よ務員を高期任る、要取たるわ応底ノをすりのの恩長務をこ間不り、係れ援と一週る時縮健の命明と外急め属りな体全残1こ間減康時令確にで業る長にい制庁業日と外と管間の化よの務。にと業の的デ設に勤職理	1,500 ・時間外勤務 縮減 ・ノー残業デーの設定 (毎週 日)	3,000 時間外勤務 手当対前年度10%削減	3,000	3,000	3,000	3,000 総務課
給与の減額 (実施中)	を図る。 特別職月額報 酬を減額し人 件費を抑制する	三役等特別 職月額報酬 2.5%カット 9月23日よ り助役欠員	特別職月額 報酬抑制 助役の欠員			*	総務課
特別職及 び一般職 の旅費、日 当の改正	職員等際の、県内について、は別について、は別について、は別には別り、はは別にははいる。	8,749 職張日ていと張結 等るに内は県外 員す当県は県原る。 200 200 100 100 100 100 100 100 100 100	26,471	26,471	26,471 県外出張に おける日当 廃止	26,471	26,471 総務課
		2,000	2,000	2,000	2,500	3,000	3,000

計画名	計画の	実施スケジュール					
可凹石	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
非常勤特 別職の報 酬等の見 直し	非常勤特別職 の報酬額を検 討。 定数について も、検討		特別職報酬 審議会開催				総務課
附等のび見機委命酬し関員及の	女な(1員るに、 女なの人に、 女なの、 大学で 大学で、 大学で、 大学で、 大学で、 大学で、 大学で、 大学で、 大学で、 大学で、 大学で、 大学で 、 大学で 、 大学で 、 大学で 、 大学で 、 大学で 、 大学で 、 大学で 、 大学 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	女的図数公導報で状まり図数公導和は況え性なりの募入酬は況えて登をに近等直積用員3員図つ隣もするのでである。これの踏っています。	_				総務課

本町組織の見直し

・意思決定が早くわかりやすい組織の構築

分権型社会の進展の中で、多くの課題を抱えてきますが、複雑かつ高度化する町民ニーズに的確 に対応した政策推進が可能で、かつ簡素で効率的な組織体制の整備を進めます。

- ・効率的な組織の形成を目指して、部課の統廃合等を進めます。
- ・業務の民間委託など多様な雇用形態を導入し、効率的な行政運営を進めます。
- ・事務処理の標準化、迅速化のため、事務処理マニュアルの作成を進めます。
- ・係りにとらわれない業務応援体制に構築により、時間外勤務の量を削減します。

調整機能の充実

今後、地方分権の推進に的確に対応するためには、政策立案・施策調整機能充実の重要性がますます 増大するところであり、より一層総務課企画財政室の機能を充実させ、部局内及び部局間共生への対応 を強化するとともに、連絡・調整の場の整備、強化を図り、施策の円滑かつ総合的な執行体制を確保する。

出先機関の見直し

出先機関については、住民サービスの向上、設置目的等に留意しながら、本庁との機能分担を図り、 総合的な行政需要に対応しえる体制を整え、簡素・合理化を徹底します。特に、小規模な出先機関については、統廃合等も含めて見直しを行います。

なお、地域包括支援センター構想等、地方分権推進計画における必置規制の見直し等に対しては、その動向を見極め、適切に対応します。

施設管理運営の見直し

町有施設の管理運営については、住民の利便性と快適性の視点から見直しを行うとともに、住民サービスのより一層の向上につながるよう、民間委託の推進や指定管理者制度の導入など、民間活力の積極的な活用などによって、民間の柔軟で多彩な発想を積極的に取り入れ、管理運営方法を検討します。

・公の施設については、施設ごとに存続の必要性を検討したうえで、効率的な管理運営方法について の検討を行い、指定管理者制度が適する施設について、民間事業者やNPO等への管理の委託を勧 めます。

公の施設一覧

レクレーションスポーツ施設	中央体育館・梅戸体育館・下永体育館、健民グランド、
	唐院運動公園・結崎運動公園、結崎庭球場
基盤施設	水道局
文教施設	結崎小学校・唐院小学校、幼稚園、文化会館、中央公民館、図書館、
	ふれあいセンター、給食センター
医療・社会福祉施設	保健センター、ぬくもりの郷、東・西人権文化センター
その他	下永保育所、すばる・いぶき子どもセンター、公園(26箇所)

計画名	計画の		j	€施スケジュール	l		担当課
	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
効組織の形成の形成の形成の形成の形成の形を対象の形を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	多民し速行をめのらな織い代事的応機行様二、に政提、枠わくの、、業・し構う化ー的質サ供狂組れ大再新ыに力得のすズかの一すのみる胆編しい効的整るにつ高ビる部にこなをい事効に組備町対迅いスた課とと組行時務率対織を	H18 年度の 組織体制を 検討	組織の改編	必要に応じ組織の改編		•	総務課
公の理りののでは、	公の施設につ いて度を検が もし、る のが かする。	全施定度検問解発のない。全施定度検問題決望無公の者入果び入者の指制を、び入者の指制を、び入者の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、	問消(知会の範選の基化条のの範選のにののの範囲でのののを受けるののでは、のののののののののののののののののののののののののののののののののの	導入への者 定の導入 度の導入		•	関 係 課

(2)公社・社会福祉協議会等の見直し

公社・団体等については、高度・多様化する行政需要に的確に対応するため町が直接実施するよりも、 その機動性、専門性等を発揮できる分野において、事業を推進しているところであるが、今後の運営に あたっては、町との連絡調整を強化し、社会経済情勢の動向や、行政需要を的確に把握し、より一層計 画的かつ効率的な事業運営を図るため、組織、事業内容等の見直しを進めます。

は両々	計画の概要		実施スケジュール					
計画名	司四石 司回の概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度		
公社の運営	土地開発公社の運営について、経費の節減や運営体制の見直しなど、健全な運営に向けて指導する	運営の指導	長期の促事と 根質した を は を は する を 検討 を 検討 を 検討 を 検討 る の は 業 は する を も を も を も を も も も も も も も も も も も も					
社会福祉協 議会等の運 営	自主的な運営を 推進するため、指 導・助言をおこな う。	運営の指導・助 言				•		

(3)職員の能力伸長・意識高揚

高度化、多様化する住民ニーズに有効かつ機動的に対応できる人材の活用のため、自己評価システムの導入や国の公務員制度改革の動向なども踏まえながら、成果主義や能力主義に基づいた人事制度を構築し、柔軟な運用を行います。

また、自主、自立した行政経営の推進や地域ごとの個性的な施策の展開に対応知る政策立案能力や課題解決能力に優れた職員の育成を進めます。

人材育成の推進

- ・「人材育成基本方針」に基づき行政運営の中心となる職員の意欲と能力の向上を目指した総合的な人 材育成策を様々な手法と関連付けながら推進していきます。
- ・人材育成を目的とした計画的な移動を敵的に行うジョブローテーションを導入します。これにより 職員に幅広い仕事を経験させ、職場において必要な知識の習得、事務処理及び課題解決能力の向上 を図ります。

政策形成能力の向上

・政策形成能力の向上については、従来からの自主研修の支援、市町村連合会などの主催による各種 研修プログラムに積極的な参加を奨励します。

幅広い人事交流の推進

- ・職員の幅広い視野の養成、人的ネットワークの構築等を図るため、活発な人事交流に努めます。
- ・本庁出先機関の人事交流をより一層推進するとともに、他の団体・分野との交流についても検討を 進めます。

⇒□々	計画の			 ፪施スケジュール	IV.		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
人材の有効活用	多政のし主営人方種の職発た考な努に度員導材を様需削た義を材針人実員を、慮人め、や採入の図化要減少の行育に材施の図能し事る庁任用に有るすとに数行た成り育に能る実た管と公期制よ効すとに数行た成り育に能る実た管と公期制よ効く職対精政め基、成よ力。績適理と募付度り活行員応鋭運、本各策り開まを正にも制職の人用	人本進一ンの種の 任採検材方ジテ職り交討 付制育針ョー員方交討 付制のプシ研、流) 職度 職権口ョ修職等 員の	人本っ成 庁度 付別 ・	任 期付職度 の 導入		*	総務課

計画名	計画の		実施スケジュール					
	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	担当課	
勤務時間 の開制 の導入	業や間点康も度の制検部すの一延ら理差勤力のしか の一延ら理差勤力のしか 対に長ま面出務的導可ら がある。	先の 制た は り り り り り り う う う う う う う う う う う う う	制度運用のための要綱、条例のの数・動務・のののののの数・動務・のののののののでは、一般を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	実施可能部 門での導入 -		•	総務課	

(4)県と本町との連携の充実

地方分権の時代を迎え、県と本庁が対等・協力関係の下に、新たな役割分担を踏まえ、連携と協働体制を充実させ、個性ある地域づくりの推進及び住民福祉の向上を図ります。

本町と役割分担の見直し等

それぞれの性格に応じた相互の役割分担を明確にしながら、住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な市町村が担うという地方分権の趣旨を踏まえ、本庁の実情に応じた柔軟な対応を図ります。

広域行政等の推進

交通・情報通信手段の発達日常生活権の広がりなどにより、広域的な行政 ニーズが増大する中、本町が広域行政等を推進するための支援、情報提供等の取組を県に働きかけます。

人事交流の促進と人材育成の支援

幅広い見識を持った職員を養成する観点から、県と本町との人事交流を継続するとともに、市町村職員の実務研修を通じた本町の人材養成に努めます。

情報の共有化

本町との情報の共有化を推進し、総合的・効果的行政の土壌づくりを進めます。また、安心安全のまちづくりの推進に向けて、本町を中心に、警察、消防、学校等との連携を密にしながら、相互間・住民間での情報の共有化に積極的に取り組みます。

3 効率的な事務運営

(1)内部管理事務の簡素合理化

内部管理事務についても、さらに徹底した見直しを行い、事務の簡素・合理化を推進し、民間委託できるものは民間委託しながら、経費と労力の節減と職員のコスト意識の向上を図ります。

計画名	計画の概要		実施スケジュール						
	日 四 の 成安	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度			
基幹系業務システムの再構築	各課業務・他シスを のでを いた。 とのでを を を を を を を を を を を を を を を を を を を		各課業務の 分析、他シス連 携等、シスス ムの検討	次期システムの根が な仕様のステムの様のステムの様がで、から で、から 大準備	基幹システムの再構築 ・運用開始		情報システ ム課及び関 係各課		

(2)情報の有効活用

政策形成・調整機能の強化を図るため、各部課の保有する情報を全庁的に共有し、リアルタイムに検索できるシステムを構築する必要があり、今後、組織内部での情報活用の充実を図ります。

計画名	計画の概要		3	実施スケジュー丿	V		担当課
		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
行政情報の共 有化の推進	ネットワーク環境 の整備及化を推進することにおけるという。 職員間に有化とはは、 職員でははいるでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	グェムの ルアの リテ ス ス 検討 LGWAN 等の 情 報 の 整備	グェム・ リテム・ 東田開始 保有行電 保の 作報の 作組 の 作組 の 作 の で の で の で の で の で の で の で の で の で	業務及びシ ステ等を報 用情情報 化の分析			情報システム課及び関係各課

(3)決裁権限等の見直し

事務の迅速化、省力化を図るため、その適切な執行に留意しつつ、部課長専決事項、所属長権限等の 見直しなど、現行の事務決裁手続きについて、見直しを行います。

4 開かれた町政の推進

(1)住民ニーズの的確な把握

住民本意、成果重視の視点に立ち、効率的・効果的な行政運営を推進するため、事業評価システムを 導入し、住民の視点からの評価を取り入れる方法など、将来に向けての有り方の検討を行い、制度の充 実により、住民ニーズにあった事業を展開します。

また、PDCAサイクルにより、事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営をすすめていきます。

(2)許認可事務の見直し

事務手続きについては、申請者の視点をベースに、わかりやすさ・利便性の向上と簡素合理化に努めるとともに、公平性・透明性の向上を図ります。

(3)情報提供の充実

自宅や職場から必要な行政情報の取得ができるよう、ホームページへの行政情報の掲載内容を充実します。

- ・住民生活の様々な分野で情報化による住民の利便性の向上を図るため、奈良県電子自治体推進協議 会での検討を進めるとともに、町のさまざまな業務で合理化や電子化について見直します。
- ・平成17年6月1日に施行された「川西町個人情報保護条例」及び同施行規則に基づき個人情報の 適正な管理及び個人の権利利益の保護を図りつつ、公正で開かれた住民本位の町政を一層推進しま す。

(4)住民参加の促進

政策立案の段階から住民の意見を反映し、調整への参画を促進するとともに、男女が平等に参画する 町政を進めます。

審議会等の活性化

- ・町政に住民の意見や提案を活かすため、計画策定等への住民参画の仕組みづくりを進めます。
- ・町民の意見を町政に反映させるための広報公聴の充実を図ります。
- ・パブリックコメント制度の導入を進めます。
- ・女性の意思、意見を広く行政に反映させる仕組みづくりを進めます。
- ・審議会等における女性委員の構成率の目標を30%とし、女性の意思や意見、女性の視点や発想など調整への反映を進めます。

ボランティア等社会参加活動の促進

- ・町民交易活動の支援をする中間支援組織の設立や活動の場の提供など町民交易活動団体等と町の協 働を推進します。
- ・事業・施策をNPOや町民・大学等との協働により取り組み、事業に町民や大学の知識やノウハウを活用することにより、「地域力」の向上を図ります。
- ・各種団体の自主的な運営を推進するため、町民と町との役割分担を明確にし、町が主導的にリードするべき団体と、自主的な運営を推進する団体とを区分し、自主的な運営を推進していく団体については、町民自らの手による自主自立した運営を促進します。

計画名	計画の				l		担当課
引四石	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
公 聴 体 制 の充実	広見にのと的あ営指 のこ策図効性体を 記し、 でる自実 でる自実 のこ策図効性体を 意と等る率の運目	公聴の充実	パブリック コメント手 法の検討	パブリック コメントの 導入		•	総務課
審に女登向と	審議る目では、30%とのでは、10%のでは、	委員の選任 方法対 し検討 (選任時の検 討項目、女性 人材リスト)	女性人材リ ストの作成				総務課
町活との進公団政働	町町の紹資をに備を促民民活介金促活な行生・公動しいす動どい、図業団況的貢と点支動といると拠の活る。	中織援 町動動社動の 協ア間の 民団支会参醸 働ル 公体援貢画成 マ作線立 益の及献機 二成 コール					総務課 及び 係 器

11=4	計画の			 『施スケジューJ	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
各種団体 の は 進 推進	「う業には、のする」という。	指針の策定 各団体との 協議		事務局業務 を随時自主 運営へ移行		•	総 務 課 及 び 関 係各課
電子自治体の推進	国電構くす市した対が子築期がが出まりでは、連当のでは、東京に対が、カールがが、カールがが、カールが、カールが、カールが、カールが、カールが、カ	汎ス用(導た備 電調リア (は で) に が で のの のの のの で のの を が で が で か で で か で で で か で で で で で で で で	電の象務 子標とない 子標とない 子に 学なな大 文計接 系の LGWAN 外決 発力 とない 発力 とない の とない の とない の との の との の との の との の り に り の り と り の り と り と り と り と り と り と り と	ア 調成の ケ にと課 と 次 グ と 次 が と り に と り で り り り り り り り り り り り り り り り り り		•	情 報テム課
地安トの構築・	イトを域消稚安情るに安コの援ンや活住防園全報こお全ミ活を夕携日と学が関共、る確二化つー帯て警校なす有地安立テのネ電、察、安す有地安立テのッ話地、幼心るす域心やィ支	実証し、有 実施しの でを検証 利用者は 100件想定	広力用数図 利用数図 利用数のる 利用各様 300件想定	ア調成の 利用 400 件 想定		-	情み課
ホー用報充ージし提実ムをた供べ活情の	利やしすすー進ホ上お等接るしムにスる用関たくいジめーに知をに体、なよの。者心分利ホづるム幕ら各管制ア情る向の事か用ーくまぺらせ課理をル報サ上目にりしムりたーし情がで整タ提ーを的即ややぺを、ジ・報直き備イ供ビ図	Web トにと訳な ア調よ課な マカ査る題と アクセス24 マクセス24 マクセス24 マクセス24 マクセス24 マクロス24 マのな マのな マの マの マの マの マの マの マの マの マの マの マの マの マの	情ス築 全用備 ア50電2,000 体	利加る実向 用に内及上 クセのなの質 マク,000 センの、ののののので ス件 数 3,000 件 数 3,000 件	ア 調成 の 検 に と ま に と は の の を も の の の の の の の の の の の の の	例規集のホーンでの公開	情ス課シム
電体し情情リの 子にた報セイ実 自対個護ュケ の充実	電構ッが介漏人染らるの大子によった、インスでは、からるでは、からの情りの子に、インで、の情りをいった。では、からないが、からないが、からないが、からないが、からないが、からないが、からないが、からないが、	セ キ 対検 報 テ ブ サ イ イ リ の は せ イ ッ り で れ り で れ り で れ り で り り で り り り ん り ん り く り く り く り く り く り く り く	脆消キ更ラ配 性係リプの をテロ自 を せっくが	情報 セキュ リシー 手順書 作成	セキュリテ ィ監 査 施		情 報 テ は 課

(5)近隣市町村等との連携強化

地方分権の推進、広域的な課題に対応するため、町域を超えた近隣市町村や経済界等とに幅広い連携の一層の強化を図ります。

財政構造の改革

- ・財政構造改革プログラムを策定し、歳入に見合った歳出構造に努めます。
- ・税収の確保や受益者負担の適正化などにより歳入の確保を進めます。
- ・行政評価システムを導入し、事務事業の見直しや効率的な行政運営により、徹底した歳出の削減を 進めます。

財政構造改革プログラムの策定

財政構造改革プログラムを策定し、歳入に見合った収支均衡型の財政構造への転換を目指して、歳 出の抜本的な見直しと可能な限りの歳入の確保を図ります。

現状のベースの財政推計では歳出は毎年増加し続けますが、改革を実施することで、歳出の削減を 図り、平成21年度における現状ベースの推計値に比べて単年度で約1億7百万円削減し、平成17 年度から平成21年度までの累計で、約5億5千9百万円の削減を進めます。

また、改革を実施したとしても、歳入に比べて歳出が多い状態が続き、平成17年度から平成21年度までで約9億9百万円の財源不足を生じますが、この間は、基金の取崩で不足分を補い、平成22年度からは収支バランスの回復に努めます。

財政構造改革プログラムの内容

- ・財政構造改革プロラムでは、歳入と歳出のバランスが取れた財政構造とするため、平成21年度からの歳出の額について、項目別に目標とする数値を示します。
- ・財政構造改革プログラムで示す目標数値の達成のための具体的な取組については、行財政改革実施 計画書(集中改革プラン)の中に位置づけていきます。

財政構造改革の実施による財政推計

	区分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
	町税	1,175	1,134	1,211	1,225	1,200
	地方交付税	1,656	1,414	1,316	1,241	1,139
歳	町債	206	121	153	80	105
入	その他	832	649	731	840	862
	基金繰入金	52	241	159	200	257
	歳入合計	3,921	3,559	3,588	3,604	3,582
	義務的経費	1,968	1,971	1,987	1,965	1,904
	人件費	959	937	928	937	927
歳	扶助費	210	259	264	269	275
	公債費	799	775	795	759	702
出	投資的経費	485	257	303	375	421
	その他	1,468	1,331	1,298	1,264	1,257
	歳出合計	3,921	3,559	3,588	3,604	3,582
夂	財政調整基金	334	195	146		
種	減債基金	354	253	154	101	
各種基金の残高	その他の基金	905	913	912	911	755
の残	土地開発基金	731	731	731	731	731
高	基 金 総 額 (積立金含む)	2,324	2,092	1,943	1,743	1,486

財政構造改革プログラムの前提となる財政推計は、国や県、景気の動向などの状況により修正します。

課別計画一覧

議会事務局

	, , 計画の			 ፪施スケジュール	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
非常勤特 別職の報 酬等の見 直し	非常勤特別職 の報酬額を検 討。 定数について も、検討	議員報酬及 び議員定数 についての 検証	議員報酬及び議員定数についての検証・実施				
附 の の の の の の 見 直 し	女は 女は 女は で の の の の の の の の の の の の の	・附属機関等の 運営を では では では では では では では では では では					
政務調査費の見直し	川西町議会政 務調査費の交 付額等の見直 しを行なう	川西町議会 政務調査費 についての 検証	検証結果により実施				

総務課

総務課	T						
計画名	計画の		ᢖ	€施スケジュー丿	V		担当課
	概 要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
適正な職 員の定員 管理	第二次定員適 正化計画(平月 17年11月1日 策定)により、 適正な職員の 定員して める。	前定員適正 化計画の推 進計画 131名 127名	第二次定員 適正化計画 の推進 126名 125名 1名 9,800	125 名 124 名 1 名 1 9,600	124 名 122 名 2 名 39,200	122 名 119 名 3 名 68,600	68,600
給与制度	能力や仕事の	勤務成績に	給料表の見	勤務成績に	,	,	•
及び手当 内容の見 直し	実績を重視した人事評価制度(昇給・昇格基準の明確化・公表)を導	基づく昇給 制度の検討 昇格基準の 明確化	直し 	基づく昇給 制度の導入		—	
	入することに より、給与制度 の公平性・客観	明確化 特殊勤務手 当の見直し					
	性とと意図るように、当りのでは、当りのでは、これ	15 10					
	る。	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
時間外勤務の削減	所外責すり不をまよら務徹に一定よ務員を属勤任る、要取たるわ応底ノをすりのの図長務をこ間不や所係れ援と一週る時縮健るの命明と外急め属りな体全残1こ間減康時令確にで業る長にい制庁業日と外と管間の化よの務。にと業の的デ設に勤職理	時間 射 が が が が が が が で の 過 日)	時間外勤務 手当対前年 度 10%削減	6,400	6,400	6,400	6,400
給料の減	特別職月額給	三役等特別	特別職月額	0,400	0,400	0,400	0,400
額(実施中)	料を減額し人件費を抑制する。	職月額給料 2.5%カット 9月23日よ り助役欠員	給料抑制 助役の欠員			-	
		8,749	26,471	26,471	26,471	26,471	26,471

総務課

総務課	計画の 概 要	実施スケジュール					
計画名		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
特別職及 び一般職 の旅費、日 当の改正	職員等が出張する際の日東内について、県外出張止とし、県外連続は原則連続はある。	職員等が出の 日で、ていっていいでは、 は、でしい原則、 は、原則、 はとする。 2,000	2,000	2,000	県外出張に おける日当 廃止 2,500	3,000	3,000
補助金の	町単独補助金	平成 16 年度	平成 16 年度	運営補助を	2,000	3,000	0,000
見直し 見直し	については、17 は、17 は、17 は、17 は、17 はの 20 % にの 20 % にの 20 % に 18 は 30 % に 19 に	の 30%削減	の 20%削減 事業補助基準の作成	廃止し、事業補助に転換		•	
	図る	14,000	28,000	30,000	30,000	30,000	30,000
契 約 内 容・方法の 見直し	発のい性い改た情ホにと及の注見、・入善、報一公にび透基直よ競札す人なム開り契明準しり性方る・どペす、約性なを公の式。落を一る入事をど行正高にま札町ジこ札務促	発注基準の 見直し 庁舎等清掃 業務の入札	→ 大井 一				
	進する。	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
非常勤特 別職の報 酬等の見 直し	非常勤特別職 の報酬額を検 討。 定数について も、検討		特別職報酬審議会開催				
附等の 係 受 の の の の の の の の の の の の の の の の の	女性の 女性の の用員) の報、 は等す。 の表図の の報、 は等す。 の表図の のが、 のでのの でののでのの でののでのの でののでののである。 にののでのでのである。 にののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	女性の図の 女性の別の の登委 4 / 4 / 5 / 6 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7	→				

総務課

+1=-	計画の 概 要	実施スケジュール					
計画名		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
効率的な組織の形成	多民し速行をめのらな織い代事的応機行様ニ、に政提、枠わくの、、業・し構うすズかの一すのみる胆編しいに力る整すにつ高ビる部にこなをい事効に組備るにつ高ビる部にこなをい事効に組備町対迅いスた課とと組行時務率対繊を	H 1 8 年度 の組織体制 を検討	組織の改編	必要に応じ組織の改編		•	
公の施設 への指 管理者 度導入	公の施設についた。 いて指定を検がし、同制設に する。 入する。	全施定度検問解希のの祖制を、び入者入果が入者の指制を、び入者の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、の指制を、	問消(知会のの) のの) ののの) ののの) ののの) ののの) ののの) ののの)	導入可能な 施設への指 定管理者制 度の導入		•	
	£ 13/ (1) = (=						
人材の有効活用	多政のし主営人方種の職発た考な努に度員導材様需削た義を材針人実員を、慮人め、や採入の化要減少の行育に材施の図むし事る庁任用に有すとに数行た成り育に能る実た管と公期制よ効る職対精政め基、成よ力。績適理と募付度り活行員応鋭運、本各策り開まを正にも制職の人用	人本進一ンの種の 任採検材方ジテ職り受討 付制のプシ研、流) 職度組織 関連 職事 しまれる はいかい はんしゅう はんの プシ研 気 の で はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしんしん はんしん はんしんしん はんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	人本っ成 庁度	任期付職員 採用制度の 導入			

総務課

総別金	計画の	実施スケジュール					担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
勤務時間 の弾力的 運用制度 の導入	業や間点康も度の制検部での一延ら理差勤力のしかの一延ら理差勤力のしかがでいまでいまでは、かいかでは、のは、対していいができまのは、対していいがは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	先進 自収 制度援用の た対 検討 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	制度運用の ための要綱、 条例の改正 (服務・勤務 条件など)	実施可能部門での導入		•	
公 聴 体 制 の充実	広見に 「見し、 にのといて にのといて のとのとの にのとの にのとの にのとの にのとの にのとの にのとの にのとの にのとの にののとの のとの	公聴の充実	パブリック コメント手 法の検討	パブリック コメントの 導入			
審議お大野の大学のである。	審けのを度設している。またのでは、ままでは、またのではでは、またのでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またので	委員の選任 方法検討 (選任目、 (選項目、 検討項材 (大)	女性人材リ ストの作成				
町活との協動性	映で 一町町の紹資をに備を では、公動し、的す動ど、、図 では、公動し、のす動ど、、図 では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	中織援町動社動の協別 は は は は な は が は か は か は か は か は か は か は か は か は か					
各種団体 の自主的 な運営の 推進	「川団務のい策営と 一の事見で定へは が務直のし、 が務直のし、 会運推 は は は は は は は は は は は る の り を る の り を り を り を り を り を り る り る り る り る り る	指針の策定 各団体との 協議	→	事務局業務 を随時自主 運営へ移行		-	

情報システム課

	テム 誌 計画の	実施スケジュール					担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
電子自治体の推進	国電構くす市しシ東が子築と期のが用いているが、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	汎ス用テ 田テ開 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 の 見 日 に 規 見 日 の 根 子 日 の の の の の の の り れ り れ り り を り れ り を り を り を り を り を り	電の標となる 子標とない 子標との を 子標な で を の 書 を は い を は い は り り り り り り り り り り り り り り り り り	アンケーよ 調果と 説成検証 二次の実施 ングの実施		•	
地安共テ築安情シの	イトを域消稚安情るに安コの援ンや活住防園全報こお全ミ活を夕携日と、等にをとけのュ性う一帯て警校が関共、る確二化う・電、察、安す有地安立テのッ話地、幼心るす域心やィ支ッ話地、幼心るす域心やィ支	実証し、有 実施しの 性を検証 利用者件 100件想定	広力用数図 利用数図 利用数のる 利用件想定 300件相定	ア調成の 村田 本代 は 1 日本 1		•	
ホー用報充 ージし提実 ムをた供 ペ活情の	利やしすすー進ホ上お等接るしムにスる用関たくいジめーに知をに体、なよの。者心分利ホづるム暮ら各管制ア情る向の事か用ーくまぺらせ課理をル報サ上目にりしムりたーし情がで整タ提ーを的即ややぺを、ジ・報直き備イ供ビ図	Web ト ー 果果検 ア調よ課 と サン査る題 クセスタ 15,232 中 22 922 中 922	情ス築 全用備 ア 提ム運 的制 セス件 サフのの申請件 フラックのの でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	利加る実向 者つ容び アクスタークセンの でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 でである。 アク、000 申 できる。 アク、000 申 できる。 アク、000 申 できる。 アク・ロットをは、できる。 アク・ロ。 アク・ アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ アク・ アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク・ロ。 アク。 アク。 アク・ロ。 アク。 アク。 アク。 アク。 アク。 アク。 アク。 アク。 アク。 アク	ア 調成成 検証 ・ ・ ・ ・ ・ は ・ ・ は ・ ・ は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	例規集のホームの公開での公開	
電体し情護キィ充子にた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	。 電構ッが介漏入染らるの大 自にりみていつど、脅報ス懸 自にりみていつど、脅報ス 治けーこ情不ル外威資ク。 体、クれ報正ス部に産の のネ化をの侵感かよへ増	セィ施・ 特リド成 サカナ サカナ サカナ サカナ サカナ サカナ サカナ サカナ サカナ サカナ	脆消キ更ラ配 特にュ新ム信 解セィグ動	情報 せ キポ ま 順 書 作 成	セキュリテ ィ監 施		
基幹系業務 システムの 再構築	各課業・他携幹のスを系の内含素を ・連基テンの大きの大きなでは、 ・連基テンの大きなで、 ・連業をでは、 ・連基テンの大きなで、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・で	→	各課業務の分析、との連携 等、システムの再構築の検討	次期システム の具体的な仕 様の決定、旧 システムから の移行準備	基幹システム の再構築 ・運用開始		

情報システム課

計画名	計画の	実施スケジュール						
概要	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度		
行政情報の 共有化の推 進	フロット では、 ・ では	グループウェ アシステムの 再構築の検討 LGWAN 等の情 報通信基盤の 整備	グループウェ アシス開始 運用開始 保有行政情報 の電子化の推 進	業務及びシス テムの運用を 含めた情報共 有化の分析				

税務課

+1	計画の			€施スケジュール	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
収納率向 上事業	町にさと分りは対している。	収 事業年の前の を りの前の の前の の前の の前の の前の の前の の前の の前の の前の の前	現年徴収率 98.5% 滞納繰越分 14.8%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 15.0%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 15.9%	現年徴収率 98.6% 滞納繰越分 16.2%	
		51,734	62,018	149,632	251,146	76,014	327,160

住民課

上 大禄	計画の			運施スケジュー ノ	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
収納率向上事業	国保で対導底状資期付告収わな業国保険のす(、・格保、、等せ収等保税証未る制文催証険夜夜をた納実財更納納)(書書証電訪組効対施政新者付の督)・の話問み果策しの時に指徹促、短交催徴合的事、健	徴収率 94.50%	95.00%	95.50%	96.00%	96.50%	住民課
	全化に努める。	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	5,000

福祉課

価 似	計画の			 『施スケジュー/	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
保 見 見 泉 原 ー の 下 所 の 保 発 上 元 化 等 一) 、 の く の く り り り り り り り り り り り り り り り り	子次検育規態けり検育世計所模別のか四条にででののや四条にののが四条にるにでいる方すででは、正営にのいのには、正営にのいるが、正営にのいいのは、のほのには、正営にのいいのには、正営にのいいのには、のには、	・保育所のあり方の検討	・下永保育所 廃止に向け ての検討	下永保育所廃止	7 000	7 000	7,000
子育て支	少子化対策と	子育て支援	少子化対策	7,000 子育て支援	7,000	7,000	7,000
援・次世代育成の充実	して子育でで で、次世代育 でで で で で で で で で で で で で で で で で で で	センターの 検討	事業・子育て 支援センタ 一設立の検 討	センター設立			
配食事業の見直し	配事険に地のまあ施食業制創域中れい法では度設支にる事・一介にさ援取予業利にでいる事・利にまり定の用	・委託方法の 検討 ・利用者負担 金の検討 (1食800円) (利用者300円)	・委託方法及 び委託料の 見直し ・利用者負担 金の見直し (1食700円) (利用者 300 円)				
	負担金の見直 しを行う。		805	805	805	805	805
既存の高齢重し	既事(付事業) 存業敬業・紹 高直等急常 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・高齢事業の 見直し・検討	・高齢事業の 縮小・廃止 敬老事業以 外は廃止	敬老事業 廃止予定			
			2,249	2,513	2,513	2,513	2,513

生活環境課

土活取児	計画の			 ፪施スケジュール	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
町営住宅の建替え	地域政老いは建立を基の住策の主に化営ををといいますが、またのはなるのはなる。	下永公営住 宅建替え事 業 H26 迄の事 業計画	建替え4戸	建替え2戸	建替え4戸	建替え 4 戸	
土地開発公社の運営	土地開発公社 の運営体制の 見直し		長地の促事 展開の選業は を社結する。			•	
補助金の見直し	支部助成	梅戸・下永支 部助成金 H15~5 ケ年 計画			支部助成金 計画見直し		
		400	800	1,200			1,200
共同浴場 助成	下永 (現状維持) 6,000 千円 梅戸 6,000 千円	3,000 千円	補助金削減 か廃止の見 直し		•		
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
公営住宅家賃収納向上計画	家賃収納率向 上対策 (梅戸・下永)	3,000 H16 末現在 収納率 88% 年 2%向上 滞納総額 9,300 千円	収納率 90%	収納率 92%	収納率 94%	以納率 96%	5,000
			500	1,000	1,500	2,000	2,000
公営住宅 浴室整備	川西町 公営 住 で 改 民 会 社 で 改 民 会 社 で は 民 会 で は 民 会 で は に 基 づ く		下永 公住・改住 内風呂設置		-		

生活環境課

土石琼垷	計画の			 『施スケジューJ	l		担当課
計画名	概 要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
ごみ有料化	ごみ袋を有料 化することに より、ごみ減量 化をはかる		H19.4 ご 有料化けて に の は の は は は は は は は は は は は は は は は は	H19.4 有料化実施		•	
ごみ細分化	ごみ分別収集 を細分より、 の での を図る		H19.4 ごみ 細分化実施 に向けて 民に PR	H19.4 細分化実施		•	

健康対策課

健康刈束	計画の			 €施スケジューJ	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
各及教の負正格各内実の	各各のし診予に費い託割益のる検教容果教重る金検2 しかいですのでは、の一の化及事見な室点。に査~、負をび業直検に的実つ委3受担図び業直検に的実つ委3受担図	・各検診・教 室事 直 ・受診料の ・受負担 ・登り ・徴収					
(伊		45	9 5	1 4 5	1 9 5	2 4 5	2 4 5
健に検の収象ができます。	健者用担費を含まれて、おおおおおおおおおいます。 はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	健康の関係徴					

建設下水道課

	追課 計画の			€施スケジュール	ıv		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
下水道使 用料の見 直し	下般底縮長で画営計水にし減期財をのるがにしている。 道わた図な収し定 事たコリな収し定 まけス、視支、化 業リス、視支、化	健全化計画の作成	● 他市町村の 情報収集及 び改定案の 作成	料金改定			
収納率向 上事業	住(つ相関協悪明行家院で実体が係議質と納しなりまで実体が場ままりなります。	納付相談の 実施				•	

計画課

計画誌	計画の			 ≷施スケジュール	ル		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
区域区分 (線引き) 及域用 地 直 し	土地利用及び 用途の目的に 合致した利用 計画の策定	都礎にびの係針 市調線用見るを 画をき地し本 国をを 基基及域に方	素案の作成 業務・関係機 関との調 整・協議		都市計画決定		
農地取得 の下限面 積緩和	現行 50 a から 20 a に下限面 積引き下げ	計画策定	実施				
農基化に基構といりである。	農業経営基盤 強化促進に関 する事項	計画策定	実施				

教育委員会総務課

教育委員	計画の			 ፪施スケジューJ	l		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
幼稚園保 育料・バス 使用料等 の見直し	国の基準を採用	保育料・バス 使用料の見 直し検討	保育料 5,500円 6,100円 バス使用料 900円 1,100円		入園料徴収 検討	•	教 委 総務課
			1,200	2,400	3,600	4,800	4,800
小学校・幼 稚園の 食 見直し	年次計画を立 てて、民間委託 を推進する。	委託方法の 検討	委託方法の 検討(状況調 査)	委託方法の 検討(状況調 査)	委託に向けての職員体制の検討・協議	委託に向け ての職員体 制の検討・協 議	教 委 総務課

社会教育課

任会教育	計画の			 『施スケジューJ	 L		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
施設等利用料の見直し	適正かつ公平な 受益者、施田の 会にのの では の で の で の で の の で り 担 設 に の の で り 担 り で り り の の で り り の の で り り り り り り り り	施設利用状況 及び施設利用 料収入状況の 把握	施設等使用料 に関する減免 規定のも直し 住民周知	施免向処性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	住民周知	新・施設等利 用料を次年度 から段階的に 徴収する	
文化事業の活性化	自主事業において、アンケート調査による企画を行いる 加増を図る。		自主事業参 加者に年のアンケート 査	住民握内 実対の まない まんり はんしょう はん	ニーズに応じた事業の実施		
社会教育	団体の様々な	社会教育団	段階的に自				
は関の援いは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	課題に取り出版では、	体が対している。	立支援の実施			•	
生涯学習		現在的課題	社会教育委	魅力ある、参			
事実	住民の様々な課題に取り組む活動支援	に即うした講座の充実		加る施 かと と く の く く の と と の と と の と も り と り と り と り と り と り と り と り と り と		•	

図書館

四百版	計画の			 ፪施スケジューJ	 ν		担当課
計画名	概要	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
子どもの 利用促進 (1)	「 も	関係機関との実施		「川西町田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			
子どもの利用促進(2)	子 さ さ を ら 有 な の し ま も が う し し し し し し し し し し し し し	おはな手施 (第1期)	(第2期)	(第3期)	(第4期)	(第5期)	
一般利用の拡大	諸施設への配本検討	検討項目の決定	サービス内 容の検討	条件・態勢の 検討 実施可能性 の検討		•	
情報提供の充実	Web 上での予約 制度実施検討		利用者データの整備	教育機関との討	予約手順検討		

中央体育館

中央体育	比	T					担当課
計画名	計画の 概 要	実施スケジュール					
		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
体育施設で理・運営の見直し	施設いて 管理運施 での用を も を も し を も し を も る。	1中の認秋示汎スい利図1中の認秋示汎スの表別を用テ有者日体状施の良付で施増を開いる。 開いる 関 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		奈良県汎用 受付とよる申 請実施予定		•	
			近隣市町村 等の施設利	料金の見直 し		•	
体育施設 の料金見 直し	無料体育施設の利用者の拡大と中央金見しを検討する。		用し、料金の調査				
		土日使用率	土日使用率	土日使用率	土日使用率	土日使用率	
	住民自主運営	60% 設立準備委	6 5 %	70~75% 設立予定	70 ~ 75%	70 ~ 75%	
住民参画	のスポーツクラブ設立予定	員会発足 13種目の 実施	→	KT J V	→		
		会員数	会員数	会員数	会員数	会員数	
		320 人 15 年度より	500~600 人	500~600 人	500~700 人	500~700 人	
住民参画	体協・スポ少等 日々利用者の 奉仕作業(側 溝、清掃、草刈、 ケ・ラウント・整備)	実施 17年度より 作業項目追加					
	7 77/1 ² 登 <i>浦)</i> 						
		100	100	100	100	100	100

水道課

小坦砞	計画の 概 要	実施スケジュール					担当課
計画名		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
水道使用料の見直し	水道事業 会般にた コスト 中財作 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	健全化計画の 作成	他市町村の情報収集及び改正案の作成	料金改定			
収納向上対 策事業	水道料金未納者 に対の送替付並び に戸施し、送問徴入 を実施いれるのい を実がない がでいて がいて がいて がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた	未収金回収計 画書の作成 個別訪問の実施 平成21年度に回収設設では、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、	料金回収システムの改善と早期回収体制の構築			-	
		(回収率 15%)	(回収率 30%)	(回収率 45%)	(回収率 60%)	(回収率 75%)	
		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
(保田幹線)配水管布設工事	工事箇所を4工区に分けて着手する。	計画作成	(1 工区) L = 370m	(2工区) L=380m	(3 <u>工区)</u> L = 60 m (橋梁) L = 140m	(4 工区) L = 350m	
(下永幹線)配水管布設工事	京奈和自動車道のバイパス工等に着手する	計画作成					

水道課

小但杯	計画の 概 要	実施スケジュール					
計画名		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	効果額
石綿管布設 替工事	現存している石 綿管(1,000 m)の布設替工事 を部分的に着手 する。	計画作成	('美幸地区) L = 160m		(下永地区) 配水管工事完 了後 L = 180m		
水処理機制御盤更新工事	水処理の機械を 制御する計装設 備が老ため更新しい いる道のを。 に努める。	計画作成	水道使用の少ない時期(11 月~2月頃)に 着手				

資 料

用語説明

1 三位一体の改革

現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、 国庫補助負担金の改革、 税源移譲等、 地方交付税の見直しの3つを一体的に進めようとするものです。

2 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のタバコ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のことです。

3 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため に、財源に余裕のある年度に積み立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。

4 町債

地方公共団体が公共、公用施設の建設などの財源として資金調達するために負担する債務であって、 その返済が1年以上に及ぶものです。公営住宅整備事業債、地方特定道路整備事業債などがあります。

5 国庫支出金

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない経費のうち、主として国の事務的性質を有するもの、国と地方公共団体相互に利害関係のあるもの、国の施策または地方公共団体の財政上特別の必要のあるものに対し、直接国庫から地方公共団体に交付される歳入のことです。国庫負担金や国庫補助金、委託金に分類されます。

6 扶助費

地方公共団体が児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給する費用及び町が独自に支給している 経費です。心身障害者(児)医療費給付扶助費、児童扶養手当などがあります。

7 県支出金

国庫支出金と同様に、県が施行すべき事務であるが、便宜上町に委託したほうが,より能率的かつ 経済的である場合に支出される委託金や奨励上の必要から支出される補助金、さらには国庫支出金を 県が受け、県の負担分を上乗せして支出する負担金などがあります。国庫支出金と同様に県負担金や 県補助金、委託金に分類され、身体障害者保護費県負担金や在宅福祉事業費補助金、県税徴収委託金 などがあります。

8 繰入金

地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表す用語です。一般会計では、特別会計等から繰り入れられる経費をいいます。

(例)財政調整基金繰入金

9 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことです。職員給与などの「人件費」、老人保護費等の「扶助費」及び地方債の元利償還金の「公債費」からなっています。この経費が占める割合が大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化につながりやすいものです。

10 公債費

町債(借入金)の償還に必要な経費のことです。

11 投資的経費

その支出の効果が社会資本の整備に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。道路、公園、学校、公営住宅の建設などに要する経費であり、「普通建設事業費」、「災害復旧事業費」、及び「失業対策事業費」からなっています。

12 物件費

賃金(アルバイト) 旅費、消耗品費(事務用品) 印刷製本費(各種冊子の印刷や納付書の印刷) 通信運搬費(電話、郵送料) 備品購入費、委託料(施設の維持管理委託等) 使用料及び賃借料(コンピューターのリース代等)などのことです。

13 補助費等

町が町民や各種団体などに補助及び負担する経費のことです。

14 繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。一般会計では、特別会計等へ繰出される経費をいいます。

15 経常的経費

年々継続して固定的に支出される経費を経常的経費といいます。人件費、公債費(町債の元利償還金)物件費(旅費・需用費・委託料・使用料など)維持補修費、扶助費、補助費等(補助金、交付金など)が経常的経費となります。

17 人件費

議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員の給料・手当・社会保険料など全ての職員に支給される費用のことです。非常勤職員の賃金は「物件費」に含まれます。

18 一部事務組合

市町村等の事務の一部を共同処理するために設立された組合で、市町村が普通地方公共団体と呼ばれるのに対し、特別地方公共団体と呼ばれます。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだほうが効率的である、等の理由で設立されるもので、ごみ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されています。川西町が構成団体となっている一部事務組合は川西町・三宅町式下中学校組合などがあります。

19 政策評価制度

町がおこなう施策や事業を自ら評価し、その結果を次の政策や事業の企画、実施に活かしていく仕組みです。

20 任期付職員

地方分権の進展に伴う地方行政の高度化・専門化に対応するため、専門的な知識経験または優れた識見を有する者で、期間を限って採用される職員のことです

21 公の施設

この施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことで、体育施設、文化施設、社会福祉施設などがあります。その設置目的及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされています。なお、役場の庁舎は、行政の事務所に当たるので該当しません。

23 指定管理者制度

平成15年9月に施行された改正地方自治法によって、これまで公の施設の管理運営の委託先が地方公共団体の出資法人や、公共的団体などに限定されていたのが、民間事業者やNPOなども含めた幅広い団体が公の施設の管理運営を行うことが可能となりました。その場合、施設の管理運営を任せる団体のことを「指定管理者」と呼びます。この指定管理者は、町が指定して議会の議決を得ます。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

2.4 附属機関

法律又は条例の規定に基づき、町の機関が設置する審議会などの機関をいいます。一般的に審議会などは、町が政策を立案するに際して、専門的、技術的な判断を要する事案について、各関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を尽くすために、諮問機関として設置されます。

25 PFI

PFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法が導入されています。

26 パブリックコメント制度

町民生活に広く影響を及ぼす町政の基本的な計画や条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨や 内容などを町民に公表し、いただいた意見を考慮して決定するための一連の手続きのことです。

この制度は、町の政策形成過程における透明性及び公平性の充実を図り、町民の町政への参加の機会を確保することを目的としています。

27 新しい公共空間

子育てや介護のように以前は家庭内でおこなっていたものが、家族構成の変化などのため、家庭だけで行うことが難しくなり公共的サービスに変わるなど、「公共」の守備範囲が拡大してきています。 これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供には質的にも量的にも限界が来ています。

地域の公共サービスは行政だけが提供するものという発想から脱却し、コミュニティ組織、NPOなど広く民間団体も公共的サービスの担い手であると認識し、双方の「協働」によって地域社会に新たな公共活動の世界を創造していくことが重要です。

こうした町民や民間団体と町との協働を通じて創造する公共活動の世界を「新しい公共空間」といいます。